

令和2年度 第2回 高浜市入札監視委員会会議録

1. 開催日時 令和2年10月23日（金） 午後2時55分から
2. 開催場所 高浜市役所 1階 多目的会議室
3. 出席委員 委員 児玉善郎（大学 学長）
委員 岸上善徳（高浜市社会福祉協議会会長）
委員 横井克俊（弁護士）
4. 事務局職員 内田総務部長、竹内グループリーダー、清水主幹、
稲垣主査、藤田主任
5. 議事概要

- (1) あいさつ
(2) 令和2年度中期入札案件の検討について

○主な質疑・回答

質 問 ・ 意 見	回 答
<p>(1) 高落札率案件（工事） ・服部新田排水機場整備工事</p> <p>○応札可能業者が72者で応札が1者という結果についてどのように考えているのか。</p> <p>○参考見積はどこに依頼したのか。</p>	<p>○発電機系の器具は、大規模になると受注生産となり、落札後に設計に見合うものを作るため、納期までに期間が必要になると聞いている。手間をかけてまで応札する業者が少なかったと考えられる。</p> <p>○農業用施設であるため、愛知県土地改良事業団体連合会へ設計委託し、積算している。</p>
<p>【審議結果】 本案件は受注生産で納期まで期間を要し、業者にとっては応札するメリットが少ないため、応札業者が1者で高落札率になったことを確認した。</p>	
<p>(2) 高落札率案件（物品・委託） ・小中学校調理室内換気フード及び グリストラップ清掃業務委託</p> <p>○見積はどこから徴収したのか。</p>	<p>○落札業者と2番札の業者から徴収した。</p>

<p>○指名業者に市内業者がいないが、委託内容を実施できる業者はないのか。</p>	<p>落札業者は昨年度も落札している。2番札の業者は一昨年度の落札業者である。</p> <p>○現状では、委託内容を実施できる市内の登録業者はない。</p>
<p>【審議結果】 本案件は落札業者の見積金額が予定価格となり、入札時に見積金額とほぼ同額で入札したことで高落札率になったことを確認した。</p>	
<p>(2) 高落札率案件 (物品・委託) 続き ・災害対策用消耗品及び備品</p> <p>○見積はどこから徴収したのか。</p> <p>○落札業者以外の4者が予定価格超過であったことはどう考えるか。</p>	<p>○落札業者と4番札の業者から徴収し、金額が低い方を予算額として計上した。</p> <p>○業者には見積依頼時に、財政上厳しいことを伝えている。あわせて、品目のなかに、インフルエンザ等の感染症対策の品目があるが、入札時にコロナウイルスの流行によりニーズが高まり、市場の価格が上昇したのもあると考えている。</p>
<p>【審議結果】 本案件は落札業者の見積金額が予定価格となり、入札時に見積金額に近い金額で入札したことや、購入品目によってはコロナウイルスの流行によりニーズが高まり市場価格が上昇したことにより、高落札率になったことが確認された。</p>	
<p>(2) 高落札率案件 (物品・委託) 続き ・電算機器端末借上</p> <p>○落札業者と2番札の業者で金額の開きが大きいのはなぜか。</p> <p>(3) 入札不落案件 (物品・委託) ・電算機器端末借上</p> <p>○1番札業者の1回目の入札金額について</p>	<p>○2番札の業者は本案件の仕様に見合った料金プランがないことや、保守対応の部分で入札金額が予定価格と折り合わなかったと聞いている。</p> <p>○業者が誤って36か月分の積算金額を入</p>

<p>はどう考えるか。</p> <p>○見積徴収業者はどこか。</p>	<p>力したと考えられる。</p> <p>○見積業者は1番札の業者と未受領で無効となった業者の2者である。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>本案件は今年度2回の入札不落となった案件である。入札不落になった要因をもとに仕様を変更したうえで再入札を実施し、落札率100%という高落札率ではあるが、落札業者が決定したことが確認された。</p>	
<p>(3) 入札不落案件 (物品・委託) 続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会活動保険 <p>○入札不落についてどう考えるのか。</p> <p>○入札不落の後はどうしたのか。</p>	<p>○保険料は非課税であるが、印刷費を含めて入札をしたため入札不落になったと考えている。</p> <p>○仕様を変更したうえで再入札を実施し、落札業者を決定した。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>本案件は保険料が非課税であるところ、印刷費を含めての税抜金額で競争をしたため入札不落となったことを確認した。その後、仕様を変更したうえで再入札を実施し、落札業者が決定したことを確認した。</p>	
<p>(4) 事後公表試行案件 (高落札率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配水管布設替工事に伴う舗装復旧工事 (その3) ・配水管布設替工事(2-8工区) ・配水管布設替工事(2-12工区) ・配水管布設替工事(2-13工区) ・配水管布設替工事(2-10工区) <p>※5案件一括審議</p> <p>○予定価格超過の業者が多いがどう考えたらいいか。</p> <p>○事後公表試行案件の水道施設工事で不落や不調などはあるか。</p>	<p>○予定価格については、公表されている歩掛等があり、業者は積算システムを活用して積算していると思われるが、予定価格超過についてはわからない。</p> <p>○不落や2回目、3回目入札となった案件はない。</p>

<p>○今回検討した水道施設工事は、全件が事後公表試行案件であった。次回水道施設工事の事前公表案件があった場合には、今回の状況と比較しながら検討する。</p>	
<p>【審議結果】 これらの水道施設工事の案件は、業者が積算システムをもとに入札額を決めているにもかかわらず、予定価格を超過する業者が多数となっていることを確認した。また、予定価格を事後公表にしても高落札率となっていることから、今後の水道施設工事の事前公表案件の落札率と今回の状況を比較しながら検討していく。</p>	
<p>(4) 事後公表試行案件 (高落札率) 続き ・碧海グランド照明スイッチ更新工事 (その1)</p> <p>○高落札率となった要因についてどう考えるのか。</p> <p>○2回目入札で落札されたが、落札業者以外で1回目入札から大幅に金額が下がったのはなぜか。</p>	<p>○機械本体がメーカー指定であり、その部分の金額配分が大きいため、高落札率になったと考えている。</p> <p>○1回目の入札で最低金額が公表されるためである。</p>
<p>【審議結果】 本案件は機械本体がメーカー指定で、その部分の金額配分が大きく、1回目の入札では落札者が決まらず、1回目入札の最低金額が公表されたため、高落札率となったことを確認した。</p>	
<p>(5) 事後公表試行案件 ・かわら美術館感知器更新工事</p> <p>○県の算定基準を使用しているとのことだが、低落札率となった要因をどう考えるのか。</p>	<p>○館内の機械室、ボイラー室など作業がしにくい場所がある。落札業者以外の業者は、その経費を見込んだが、落札業者は下請け業者として、そういったところが得意な業者が入ったため、人件費、機械器具費、仮設費などの労務単価を抑えられ、落札金額が低くなったと考えている。</p>

<p>【審議結果】 本案件は、館内の機械室、ボイラー室等作業のやりにくい場所が得意な下請け業者を確保したことにより、人件費、機械器具費、仮設費などの労務単価を抑えられ、低い落札金額になったことを確認した。</p>	
<p>(5) 事後公表試行案件 続き ・港小学校渡り廊下改築工事</p> <p>○前回不調となったのは、設計金額が入札業者にとって厳しかったということか。</p>	<p>○前はすべて公表単価での設計金額であったため、不調となったのではないかと考えている。今回は委託した設計業者が2、3者から見積りを取り実勢価格を反映させて設計金額を算出した。</p>
<p>【審議結果】 本案件は、前回不調となった結果を踏まえ、部分的に実勢価格を反映させて設計金額を算出したことにより落札業者が決定したことを確認した。</p>	
<p>(6) 事後公表試行案件 (入札不落) ・市営住宅屋上防水修繕工事</p> <p>○入札不落となったことについてどう考えるか。</p> <p>○コロナの影響はあるのか。</p> <p>○設計は妥当であったと考えているのか。</p> <p>○入札不落後はどうなったか。</p>	<p>○業者にとって利益率の低さが、今回の入札結果に至ったのかも知れない。</p> <p>○3月、4月に材料がなかなか入らないということがあったと聞いているので、多少は影響を受けていると考える。</p> <p>○昨年度、本工事の設計委託をしている。設計は妥当と考えている。</p> <p>○3回目の入札で最低価格を提示した業者と再度見積り合わせをし、契約に至った。</p>
<p>【審議結果】 本案件は、コロナの影響による資材調達の難しさ等の要因もあり、業者にとっての利益率の低さが入札不落に繋がったと考えられた。</p>	
<p>(6) 事後公表試行案件 (入札不落) 続き ・道路改良工事 市道吉浜高取線</p>	

<p>・公園整備工事 ※2案件一括審議</p> <p>○入札不落後の対応は。</p> <p>○随意契約した業者はどこか。</p> <p>○工事内容から不落になる要因が見当たらない。</p>	<p>○3回の入札を実施したが、落札者がいなかったため、所管グループで随意契約を行い、業者を決定した。</p> <p>○両案件ともに3回目の入札時に1番札の業者と契約した。</p> <p>○構造物が真っ直ぐではなく曲がったような道路を作るため、手間がかかる工事であるが、そういったことは設計に反映されていない。</p> <p>○公園整備工事については、複合遊具がメーカーオリジナルの受注製品であり、業者が製品の品質管理の経費を上乗せする等、利益率を反映した入札金額としたことから予定価格を超過したと考えられる。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>これらの案件は、手間がかかる工事内容が設計金額には反映されないことや、受注生産製品の品質管理経費を上乗せした入札金額としたことにより、入札不落となったことを確認した。</p>	